

鹿角市公共交通資格取得助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共交通における担い手の人材育成を目的として、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和49年鹿角市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に定める資格とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条に規定する第二種免許のうち、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許とする。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、市内で行う旅客自動車運送事業に必要な公共交通の担い手として活動する意思を持って資格を取得した者であって、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 鹿角市暴力団排除条例（平成24年鹿角市条例第7号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員、又は暴力団、暴力団員と密接関係者でないこと。
- (4) 申請時において21歳以上65歳未満の者及び年齢要件に関する特例を受けるための講習を受講した者であること。
- (5) 資格取得後1年以上市内に住所を有する公共交通事業所に勤務し、5年以上市内に居住する意思を有する者であること。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、申請日の前日から起算して12月前までに支払った資格取得に係る教習料金及び受験料とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内の額（千円未満切捨て）とし、15万円を限度に市長が定める額とする。

2 助成金の交付は、1人につき1回を限度とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿角市公共交通資格取得助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、資格を取得した日の翌日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 資格取得を証明する書類（運転免許証の写し等）
- (2) 資格取得に要した費用の領収書の写し
- (3) 就業証明書又は就職先の採用通知等
- (4) 申請者の市税等を滞納していない証明書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 交付申請時において、前項各号いずれかを提出できない場合は、資格取得後1年以内に提

出しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和9年3月31日限りその効力を失う。